

**大型開発依存、新自由主義経済を転換し、
地域の力を生かす産業振興、やさしく強い県経済へ**

2022年4月14日
日本共産党熊本県委員会

1、熊本県における大型開発政策の歴史的検証

大企業「よびこみ」の大型開発・産業基盤（インフラ）整備政策は全国各地で失敗し、それへの多額の補助金投入で地方財政を圧迫し、暮らし・福祉、中小企業、農林水産業は犠牲にされ、地域経済の疲弊をもたらしてきました。

熊本県も例外ではなく、国と自民党熊本県政が推進してきた大型開発政策（「新産業都市」「テクノポリス」「リゾート」）は無残な失敗を重ねてきました。

① 新産業都市

新産業都市計画は、荒尾市・長洲町、熊本市、八代市を重点地域とし、1960年の工業出荷額525億円を1970年には2,526億円、1975年には3,950億円に引き上げるというものでした。経費総額3,200億円で、県と市町村がそれぞれ5分の1負担とされました。八代では、72億円の造成費で171ha、長洲町名石浜では67億円で99.8haが造成されました。

計画の目玉の一つが有明製鉄の長洲町進出計画でした。1965年7月までにロータリー・キルン4基、電気鉄炉2基を建設し、年間、海綿鉄62万4千トン、銑鉄28万3千トンを生産、2期計画では製鋼、圧延までやり粗鋼年産百万トンの鉄鋼一環工場をつくるというものでした。有明製鉄誘致のために費やした費用は明らかになっただけで、用地造成、漁業補償等、5億188万円でした。長洲町に3千人の来賓を招いて盛大な起工式が行われました。ところが1985年、計画は中止に陥りました。

新産業都市計画は膨大なお金をつぎ込み、有明海、八代海の自然を壊し大失敗に終わりました。長洲町、八代市、熊本市の熊本港の現況はそれを如実に証明しています。

② テクノポリス

パンフレット「熊本テクノポリス 10年後の姿」は、1990年の人口は、1980年より12万1千人増えて85万9千人に、経済は、純生産及び所得が年平均10%台の伸びで推移する。テクノポリス建設による計画圏域の発展と波及効果によって、県産業は総合的に発展する一等と述べています。

ところがテクノポリスは散々な結果となりました。

テクノポリスのシンボル・電子応用機械技術研究所（電応研）の受託研究は、1983年～87年に32件の計画でしたが実際は9件。民間からは立石電機、九電の各1件のみで、地場の中小企業からはゼロでした。そのため1983年から87年までの電応研の収入の90%を県が負担しています。

技術指導・相談では、1985年～87年で僅か29件。一方、県工業技術センターには1986年度だけで2,500件が寄せられています。1件平均3,000万円という高すぎる受託料は地元企業の実情、ニーズとかけ離れたものでした。人材育成事業は、研修生は3年間で僅か14人。公開講座の一般人の受講は104人でした。

テクノポリスの「目玉」としての熊本大学の全学部または一部移転構想は熊本大学が拒否しました。

テクノポリスセンター15億5,600万円、電応研2億4,400万円、テクノリサーチパーク23億8,500万円、テクノポリス財団への出資金10億円。合計約60億円。熊本市の負担金5

億円、菊池市 1 億 8,200 万円、益城町 9,500 万円など 2 市 10 町 2 村で 8 億 7,800 万円にのぼりました。

莫大な県費、市町村負担金をつぎ込み、県民にバラ色の夢を振りまいたテクノポリスの失敗は、当時華やかに喧伝された「テクノポリス」現地の閑散とした実態が証明しています。

③リゾート開発

1987 年に成立した総合保養地整備法に基づく「リゾート」開発計画もひどい結果に終わりました。

計画の概要は、以下のとおりです。

- ・本渡市・五和町（現天草市）一帯、約 150 ha に海洋リゾート計画（18 ホールのゴルフ場、50～100 室のホテル、人工ビーチ、ヨットハーバー、マリナーなど）。牛深市（現天草市）の大島・法ヶ島、八代市の大築島などの 3 つの無人島に海洋レジャー施設、リゾートホテルを計画。大矢野町（現上天草市）にマリナー構想。
- ・阿蘇町赤水・永草に総合観光レクリエーション基地（226 ha）、リゾートホテル（204 室）、国際会議場、ゴルフ場（36 ホール）、テニスコート（24 面）など計画。大和ハウスが、高森に、ゴルフ場、ホテル、テニスコートなど。産交が、阿蘇町・大津町に、国内最大クラスのサーキット場等というものでした。

「リゾート」計画の失敗は、現在の天草・阿蘇を一見すれば明らかです。

「新産業都市」「テクノポリス」「リゾート」いずれも、時の自民党政権が鳴り物入りで推進し、それに自民党熊本県政が追従し、多額の県財政を投入し失敗を重ねてきたものでした。

2, 新自由主義で、「もろく、弱い経済」になってしまった日本経済

1980 年代にはじまった新自由主義は、“強い経済”をつくるとうたいながら実態は日本経済を“もろく弱い経済”にできてしまっています。

日本は、「賃金が上がらない国」になっています。1 人あたりの実質賃金は、ピークだった 1997 年から 2020 年までに 64 万円も減り、OECD 加盟で比較可能な 22 カ国のうち、この 30 年間の日本の賃金の伸びは世界最低です。

「成長できない国」になっています。2013 年から 20 年で、名目 GDP（国内総生産）の伸びは、アメリカは 25%、ユーロ圏は 14% に対して、日本はわずか 6% です。

「競争力の弱い国」になっています。各国の競争力ランキングで、日本は 90 年代初めの世界 1 位から、直近では 31 位にまで落ち込んでいます（スイスのシンクタンク・IMD が発表した各国の競争力ランキング）。

自民党政府と財界の経済戦略の破綻は明白です。

半導体産業を巡る状況も同様です。1980 年代の日本の半導体のシェアは世界シェアの 5 割を超えていました。しかしその後衰退し現在は 1 割に落ち込み、日本は半導体後進国になってしまっています。

政府・財界・熊本県が進めてきた目玉政策—「新産業都市」「テクノポリス」「リゾート」の結末は、大型開発依存、新自由主義型経済では、熊本の経済の立て直し、発展はのぞめないことを証明しています。

3, 一人当たり県民所得、企業所得、賃金など、低水準の県経済

「熊本県の地域経済分析」（経済産業省）は、以下のような県経済の抱える課題を明らかにしています。

- 1 ー人口当たりの県民所得は、2001 年以降 240 万円前後で推移しており、全国平均、九州ブロック全体に比して低水準である。
- 2 ー住民の生活実感を反映していると考えられる 1 人あたり雇用者報酬においても、全国平均、九州ブロック全体に比して低水準となっており、また減少傾向も示している。
- 3 ー企業の再投資等の事業拡大余力に影響していると考えられる 1 人あたりの民間法人企業所得においても、全国平均、九州ブロック全体に比して低水準となっているが、上昇トレンドを示している。
- 4 ー平均賃金は 374 万円で、全国 439 万円と比較して 65 万円程度低い水準。
□産業別の賃金水準格差、就業者構成比に大きな違いはないものの、就業者シェアの大きい卸売・小売業などサービス産業での賃金格差が目立ち、熊本県の平均賃金を押し下げる大きな要因となっている。
- 5 ー製造業の平均賃金水準（1 人あたり給与総額）は 392 万円で、全国 436 万円よりも低い水準。特に、食料品製造業は全国より就業者構成比が大きい上、賃金水準が低く、全体の賃金水準格差に大きな影響を与えている。
□一方、電子部品・デバイス・電子回路製造業では、全国より就業者構成比が大きく、かつ賃金水準が高くなっており、製造業全体の賃金水準を押し上げている産業もある。
- 6 ー今後人口減少が進み、2040 年で 146.7 万人（2010 年比 19%減）となり、老年人口比率は 25%から 2040 年 36%まで上昇すると見込まれる。今後の高齢化・生産年齢人口減少を見据えた経済政策が必要。
- 7 ー県内全体の所得水準を高めるには、サービス産業を含め、産業全体の生産性を高めていくことが必要。

以上の分析結果は、熊本県の経済、産業が、県民所得、賃金、企業の再投資など重要指標で九州レベルでも低位であることを明らかにしています。

戦後繰り返されてきた大型開発、企業誘致優先型の経済政策・大企業にやさしい経済政策から、県民の暮らし、中小企業、農林水産業、環境・歴史・文化を活かした観光など、人にやさしい熊本型「やさしく強い経済」への転換を求めています。

4, やさしく強い県経済への提案

熊本県として以下の課題を政策化し、計画的に実行する。同時に国に対して、関係予算の拡充、制度の新設・改善を求めます。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、県民の生命と暮らしを守る

- ①新たな感染爆発を引き起こさないためには、感染拡大地域での大規模・集中的検査が実施できる体制を確立することが必要。誰もが必要な時に検査を受けられる体制を確保する。高齢者施設と医療機関などへの頻回の検査を実施し、高齢者の命を守る。地域医療への支援を強化し、感染者や感染の疑いがある人が十分な検査と医療を受けられるようにする。救急医療など「コロナ以外」の医療体制のひっ迫が起こらないようにする。
- ②3 回目のワクチン接種の啓発や自治体への支援強化をはかる。
- ③医療機関への減収補てん、発熱外来への補助金復活などを国に求める。
医療体制の強化と医療従事者の処遇改善に努める。

(2) コロナ危機から雇用と営業、暮らしを守る

- ①住民税非課税世帯に限定せず、困窮者に対する給付金を拡大するよう政府に求める。

- ②事業復活支援金を持続化給付金並みに拡充すること、家賃支援給付金を再支給するよう国に求める。
- ③雇用調整助成金の特例・休業支援金の減額を中止し、期間延長を国に求める。
- ④生活福祉資金の特例貸付、生活保護制度など利用しやすい窓口対応に改善する。
- ⑤学生やシングルマザー、生活困窮者への食糧支援会や生活相談会などを県として主催、開催する。
- ⑥文化・芸術への支援を拡充する。

(3) 消費者物価上昇への対策—くらしを守る対策を

昨年来の原油価格高騰にロシアのウクライナ侵略がくわわり、物価を一段と押しあげ、食料、エネルギーなどの価格が急上昇しています。暮らしと中小企業の営業を守る対策が急務です。

賃金を引き上げるために政治が責任を果たすことが求められています。大企業の内部留保は470兆円を超え過去最高です。安倍政権下の法人税減税で増え続け、2012年から20年にかけて130兆円も増えています。適正な税を課して応分の負担を求めることは待ったなしです。

日本共産党は内部留保課税で得た新たな税収を中小企業、中堅企業の賃上げ支援に使い、最低賃金を全国一律で時給1,500円に引き上げることを提案しています。消費税を5%に減税することとともに、年金給付削減や児童扶養手当の引き下げを中止することを国に求めるべきです。

日銀が9年間続けている大規模な金融緩和政策は、株価をつり上げるとともに、ドルに対する円の相場を引き下げました。物価の安定は日銀法で定められた使命です。輸入物価を押し上げる円安推進政策を改めるよう国に求めるべきです。

(4) 産業

- ①すべての中小企業・地場産業・商店街を視野に入れた振興・支援策を抜本的に強化する。
住宅リフォーム助成を全県で実施する。公契約条例を制定し、生活できる人件費を保障する。
- ②非正規から正規雇用への転換を促進し、安定した雇用を守り、増やす。「官製ワーキングプア」をなくす。ブラック企業規制条例を制定し、ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制する。
- ③農林水産業を地域経済の柱に位置づけ、食の安全、環境、関連中小企業などを地域社会の基盤として大切にする。
米価下落の不安をなくし、米生産と水田農業の安定をはかる。価格保障・所得補償を再建・充実する。農協・漁協解体推進の「改革」を中止する。家族農業・小規模農業の役割を重視し支援策を拡充する。
沿岸・小型漁業、地域漁業の維持・発展を漁業政策の柱に据えて対策を充実強化する。有明海・八代海を再生し漁業資源の回復をはかる。
持続可能な森林づくり、地域の活性化に役割を果たしている自伐型林業を支援する。林業就業者の計画的な育成と定着化の促進、就労条件の改善にとりくむ。
農林業に基盤をおいた地域循環型の農村振興をめざす。
- ④県南観光の目玉である清流川辺川・球磨川を守る。川辺川ダムは中止する。
JR肥薩線の全線再建を国とJRの責任で実現する。
- ⑤地元の資源を生かした特産品や魅力ある事業を支援する。

(5) 社会保障

- ①すべての年金の土台である基礎年金を、今後 20 年にわたって減らし続けるマクロ経済スライドなど年金削減の仕組みを撤廃し、「減らない年金、頼れる年金」の実現を国に求める。合わせて、高額所得者優遇の保険料を見直し、1 兆円規模で年金財政の収入を増やすこと、巨額の年金積立金を年金給付に活用すること、賃上げと正社員化をすすめて保険料収入と加入者を増やすことを国に求める。
- ②介護保険料・利用料の減免、保険給付の拡充、特養ホームなど介護施設の増設をはかる。後期高齢者医療費の窓口負担 2 倍化の中止を国に求める。
- ③障害者福祉・医療の「応益負担」を撤廃し、無料にする。
- ④「人头税」のような「均等割」「平等割」をなくして国民健康保険料（税）を抜本的に引き下げる。これらの全面的実現のために、公費 1 兆円の投入を国に求める。
- ⑤生活保護申請の門前払いや扶養照会をやめる。自動車保有禁止、わずかな預貯金など「資産」を理由に、保護の適用を拒む運用を改める。
生活保護費削減・生活扶助費の 15%カットを緊急に復元し、支給水準を生存権保障にふさわしく引き上げることを国に求める。
生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改革することを国に求める。
- ⑥医師数の抑制、病床削減、病院の統廃合の中止を国に求める。
- ⑦「住まいは人権」の立場で、家賃補助や公的住宅をはじめ住居へのセーフティネットをつくり、困窮者が住居を失わないための施策を拡充する。
- ⑧フードバンク、子ども食堂など民間の食料支援の取り組みに、助成や場所の提供など公的な支援を行う。

(6) 労働

- ①8 時間働けばふつうに暮らせる労働環境実現をめざす。
- ②中小企業への支援を行い、最低賃金を時給 1,500 円に引き上げ、全国一律最賃制を確立するよう国に求める。
- ③男女の賃金格差解消をはかる。
- ④労働者派遣法を抜本改正し、派遣は一時的・臨時的なものに限定し、常用雇用の代替を防止する、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る。派遣労働者保護法制定を国に求める。
パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇をはかるとともに、解雇・雇い止めの規制を国に求める。

(7) 教育—お金の心配なく、学び、子育てできる社会に

- ①高い学費の値下げ、大学・短大・専門学校の学費をすみやかに半額に引き下げ、高等教育の無償化を進めるよう国に求める。
- ②入学金制度をなくす。
- ③給付制奨学金を拡充する。すべての奨学金を無利子にし、奨学金返済が困難になった場合の減免制度を拡充する。
- ④私立高校の負担の軽減をすすめ、高校教育の無償化を国に求める。
- ⑤「義務教育は無償」を定めた憲法 26 条にそくして、学校給食無償化を実現する。
- ⑥認可保育所を増設し、保育水準を確保しながら待機児童の解消をはかる。

- ⑦児童手当の18歳までの支給、児童扶養手当、就学援助の額と対象の拡大など、子育て世帯に向けた継続的・恒常的な現金給付の拡充をすすめる。

(8) 気候危機打開と一体に

2030年までの温室効果ガス削減目標は、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、「やれるところまでやればよい」ではなく、「やりきらなければならない」命題であることを熊本県としても明確に位置付け、その実現に向けて責任を持った取り組みの推進をはかるべきです。

- ①公共施設、公共事業、業務でどれだけCO₂を削減できるかなど、熊本県自らの脱炭素化に向けた「目標と計画」と、区域内の脱炭素化の「目標と計画」をそれぞれ策定し、その実現のために県内企業との独自の協定、省エネ投資への独自の支援、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成をおこなう。

県内各市町村に、太陽光など再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品・サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスをおこなえる支援窓口を設置する。

市町村や住民が共同で開発・運営する再生エネルギー事業推進への助成をおこなう。

メガソーラー設置規制区域を設定する。

ハウスなどの農業施設での化石燃料ゼロ、木材・バイオマス素材への転換など、生産プロセスの脱炭素化への取り組みの支援を強化する。

自動車の排ガス減少に向け、公共交通機関の整備拡充と自転車利用拡大のための環境整備を進める。

苓北町の石炭火力発電停止、再生可能エネルギーへの転換、雇用の確保、地域経済の振興を国・九州電力に求める。

- ②小規模な再生可能エネルギー発電を有効かつ大規模に活用する体制をつくる。再生可能エネルギーで発電した電力を優先的に利用する、優先利用原則を確立する。
- ③再生可能エネルギーで発電した電力を最大限活用できる送電網などのインフラ整備を進める。
- ④住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などの推進をはかる。そのために、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善を求める。

(9) ジェンダー平等

男女平等のレベルを示す「ジェンダーギャップ指数」で、日本は149か国中110位です。

「地域からジェンダー平等研究会」が2022年3月8日の「国際女性デー」に合わせて明らかにした「都道府県版ジェンダーギャップ指数」によると熊本県は、「政治分野」では、県議の男女格差は下から2番目(45位)、市町村37位、「教育分野」では、中学・高校の校長格差41位、「経済分野」では、企業役員、法人・団体管理職格差は46位、「家事・育児」の男女格は最下位となっています。

ジェンダー平等が世界最下位レベルの日本のなかでさらに最下位レベルの熊本県です。ジェンダー平等社会へあらゆる分野・段階で取り組み強化が急務です。

- ①男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を確立する。

男女の賃金格差を企業ごとに公表するよう求める。女性活躍推進法改正を国に求める。

男女雇用機会均等法を抜本改正を国に求め、雇用の平等をめざす。

- ②「間接差別の禁止」をなくす。法律に明記するよう国に求める。

- ③育児や介護など家族的責任を持つ労働者は、男女を問わず、時間外労働・深夜労働・単身赴任や長時間通勤を伴う転勤を原則禁止し、看護休暇や育児介護休業制の推進をはかる。
- ④選択的夫婦別姓——同姓にするか、別姓にするか、自分たちで決める——を実現する民法改正を国に求める。
- ⑤政策・意思決定の場への女性登用の促進をはかる。
国と自治体の幹部職員への女性の登用、審議会等の委員も男女同数をめざす。民間に対しても、企業はもとより、あらゆる分野・団体での意思決定の場に女性の参加を拡大させる努力を求める。
- ⑥性暴力、DV（ドメスティックバイオレンス）—女性に対する暴力を許さないための施策を進める。法改正を国に求める。「性暴力被害者支援法案」の成立を求める。
- ⑦生活困窮、DV、社会的孤立、性的搾取など、さまざまな困難を抱える女性たちの支援策を進める。法制定を国に求める。
- ⑧セクハラ、パワハラ、マタニティーハラスメント被害を防止し、なくすための策の推進。ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求める。
- ⑨LGBT／SOGIに関する差別のない社会をめざす。
- ⑩同性カップルの権利保障をすすめるパートナーシップ条例・制度を推進する。
「LGBT差別解消法案」の成立を求める。
- ⑪在日外国人の人権と労働者としての権利を守る。体制と法整備を国に求める。

以上